

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第13号

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和46年新潟県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前						
(貸付けの申請) 第2条 (略) 2 (略) 3 第1項の申請者が <u>未成年者</u> であるときは、前項に規定する書類に法定代理人の同意書（別記第9号様式）を添付しなければならない。	(貸付けの申請) 第2条 (略) 2 (略) 3 第1項の申請者が <u>児童</u> であるときは、前項に規定する書類に法定代理人の同意書（別記第9号様式）を添付しなければならない。						
(借用書の提出) 第5条 (略) 2～4 (略) 5 第1項及び第4項の借用書には、本人（連帯保証人を立てる場合にあっては、本人及び連帯保証人）の印鑑証明書を添付しなければならない。ただし、第2条第1項の申請者が <u>未成年者</u> であるときは、連帯保証人の印鑑証明書のほかに法定代理人の同意書（別記第16号様式）を添付しなければならない。	(借用書の提出) 第5条 (略) 2～4 (略) 5 第1項及び第4項の借用書には、本人（連帯保証人を立てる場合にあっては、本人及び連帯保証人）の印鑑証明書を添付しなければならない。ただし、第2条第1項の申請者が <u>児童</u> であるときは、連帯保証人の印鑑証明書のほかに法定代理人の同意書（別記第16号様式）を添付しなければならない。						
別記 第1号様式 （第2条関係） (表) <table border="1"><tr><td>母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>連 帶 保 証 人</td></tr></table> (裏) (略)	母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書	(略)	連 帶 保 証 人	別記 第1号様式 （第2条関係） (表) <table border="1"><tr><td>母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>保 証 人</td></tr></table> (裏) (略)	母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書	(略)	保 証 人
母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書							
(略)							
連 帶 保 証 人							
母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書							
(略)							
保 証 人							
第17号様式 （第6条関係） 母子・父子・寡婦福祉資金増額貸付申請書 (略) <table border="1"><tr><td>(略)</td><td>資 金</td></tr></table> (略)	(略)	資 金	第17号様式 （第6条関係） 母子・父子・寡婦福祉資金増額貸付申請書 (略) <table border="1"><tr><td>(略)</td><td>資 金</td><td>借受年月日</td><td>年 月 日</td></tr></table> (略)	(略)	資 金	借受年月日	年 月 日
(略)	資 金						
(略)	資 金	借受年月日	年 月 日				

第17号様式の2 (第6条の2関係)

母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書
(略)

(略)	資金
-----	----

第18号様式 (第7条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付辞退(減額)申出書
(略)

(略)	資金
-----	----

第19号様式 (第8条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書
(略)

(略)	借受金額	金	円
-----	------	---	---

(略)

第20号様式 (第8条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書
(略)

(略)	償還方法	賦	年間
-----	------	---	----

(略)

第21号様式 (第8条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書
(略)

(略)	資金
-----	----

第22号様式 (第8条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金償還方法等変更承認申請書
(略)

(略)	資金
-----	----

第23号様式 (第9条関係)

休学届

(略)

(略)	
-----	--

第17号様式の2 (第6条の2関係)

母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書
(略)

(略)	資金	借受年月日	年月日
-----	----	-------	-----

第18号様式 (第7条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付辞退(減額)申出書
(略)

(略)	資金	借受年月日	年月日
-----	----	-------	-----

第19号様式 (第8条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書
(略)

(略)	借受金額	金	円
借受年月日	年	月	日

(略)

第20号様式 (第8条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書
(略)

(略)	借受年月日	年月日	償還方法	賦	年間
-----	-------	-----	------	---	----

(略)

第21号様式 (第8条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書
(略)

(略)	資金	借受年月日	年月日
-----	----	-------	-----

第22号様式 (第8条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金償還方法等変更承認申請書
(略)

(略)	資金	借受年月日	年月日
-----	----	-------	-----

第23号様式 (第9条関係)

休学届

(略)

(略)	借受年月日	年月日
-----	-------	-----

(略)

第24号様式 (第9条関係)

復学届

(略)

(略)

--	--	--

(略)

第25号様式 (第10条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付停止理由発生届

(略)

(略)

--	--	--

(略)

第27号様式 (第11条関係)

死亡届

(略)

(略)

--	--	--

第28号様式 (第11条関係)

氏名(住所)変更届

(略)

(略)

--	--	--

第29号様式 (第11条関係)

所在不明届

(略)

(略)

--	--	--

第30号様式 (第11条関係)

連帯保証人変更承認申請書

(略)

(略)

福祉資金
(
資金)

新
連
帯

(略)

第24号様式 (第9条関係)

復学届

(略)

(略)

	借受年月日	年 月 日
--	-------	-------

(略)

第25号様式 (第10条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金貸付停止理由発生届

(略)

(略)

	借受年月日	年 月 日
--	-------	-------

(略)

第27号様式 (第11条関係)

死亡届

(略)

(略)

	借受年月日	年 月 日
--	-------	-------

第28号様式 (第11条関係)

氏名(住所)変更届

(略)

(略)

	借受年月日	年 月 日
--	-------	-------

第29号様式 (第11条関係)

所在不明届

(略)

(略)

	借受年月日	年 月 日
--	-------	-------

第30号様式 (第11条関係)

連帯保証人変更承認申請書

(略)

(略)

福祉資金
(
資金)

借受年月日
年 月 日

新
保

<p>保 証 人</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">※新連帯保証人の意思確認</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </table> <p>注 1 新連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。 と。</p> <p>2 (略)</p>	※新連帯保証人の意思確認	(略)	<p>証 人</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">※新保証人の意思確認</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </table> <p>注 1 新保証人の印鑑証明書を添付すること。</p> <p>2 (略)</p>	※新保証人の意思確認	(略)
※新連帯保証人の意思確認	(略)				
※新保証人の意思確認	(略)				

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。